

京都市告示第 455 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 3 月 30 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
供用開始の期日                平成 16 年 4 月 5 日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
山ノ内 152 号線	右京区山ノ内西裏町 15 番地の 7 地先から 同区西院笠目町 1 番地の 3 地先まで

(建設局道路部道路明示課)